

農業委員会だより



主な内容

- 農業委員会活動報告
 - 農業者等との意見交換会……………2
 - 栗原市農業委員会連携会議……………2
- 農業委員会からのお知らせ
 - 機構集積協力金交付事業……………4
 - 総会開催日と事前予約のお願い…6
 - 農家相談コーナー……………6
 - 農業者年金加入者インタビュー…7
- 地域農業情報
 - 農業したいまち栗原……………8
 - み〜つけた!……………8

畜産農家で耕畜連携

瀬峰下荒町

高橋 博文さん御一家

博文さんは、父の家^{カシ}壽夫さんと酪農及び稲作を営み、循環型農業に取り組んでいます。母の悦子さんは、餅加工をして直売所等で販売しています。

経営内容は、乳牛31頭、和牛3頭、稲作10ヘクタール、牧草12ヘクタール、デントコーン2ヘクタールを作付けしており、牛舎も新しくなりました。

米価が下落して、今後農家の進む道を模索しているということです。

(取材 米山 嘉彦委員)

農業者との意見交換会

2月3日（木）／栗原市金成庁舎



農業委員

三浦正勝

今年度の農業者との意見交換会には、地域の担い手農家11名の皆さんが参加しました。

今回のテーマである「農業経営を取り巻く課題」について、予め4名の皆さんから、次のような質問がありました。「米価下落と共に輸入飼料の高騰等で農業経営が厳しくなっているため、圃場整備地区で転作作物としての牧草作付けに、地域の理解が得られるものか」「全国農地ナビのデータが古すぎて使えない」「イノシシ対策で効果的な対応策を教えて欲しい」「農地中間管理機構のメリットが見出せない」「国が5年以内に水稲作付けされない農地を交付金対象外にするという農林水産大臣の発言に対して、農業委員会としても現場の実情を訴えて欲

しい」等々の意見がありました。さらにその後も、参加者による盛り上がった意見交換がありました。

今回の内容は栗原市内だけに限らず、全国の農業者にとっても切実な問題に関する意見交換でした。今後とも、農地に限らず農業経営問題について農業委員会に相談しましょう。



令和4年第1回栗原市農業委員会連携会議

3月11日（金）／栗原市金成やすらぎセンター

事業計画や最適化活動の

推進について協議

農業委員と農地利用最適化推進委員の連携及び調整、その他農業委員会活動の充実を図るため、連携会議を開催しております。

3月11日の連携会議では、令和4年度の事業計画や農地利用の最適化活動の推進などについて協議しました。

令和4年度の事業計画は、農業・農村を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化、担い手不足、耕作放棄地の増加、鳥獣被害の拡大、米をはじめとする農産物の価格の低迷に加え、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により農産物の需要は減少し、農業経営は厳しい状況が続いている中で、「農地等の利用の最適化の推進」のほか、「農業者年金への加入促進」、「情報提供活動」としては、農業委員会だよ



りの発行やホームページの充実、全国農業新聞の普及拡大、「地域農業者・農業団体との連携強化」などを柱とし、「行動する農業委員会」として、地域活動に積極的に取り組み、関係機関との連携を一層密にし、栗原市の農業の振興、発展に寄与することを基本方針としました。

今後、農業委員会の活動を推進するため、農業委員と農地利用最適化推進委員は農業者の身近な相談役として、現場活動等に取り組んでまいります。

第6回宮城県農業委員会大会

11月11日(木) / 名取市文化会館



農地利用最適化推進委員
安藤 康太

『団塊世代のリタイア期 今後10年が世代交代の大転換期！』宇都宮大学農学部農業経済学科教授 秋山満氏のとても興味深く、我々農業委員及び農地利用最適化推進委員に何ができるだろうかと自問自答した講演でした。

やるべき事は多々ありますが、やはり私は兼業農家も含めた次世代の担い手への円滑な経営継承の推進と、あらたな担い手の確保・育成・定着へ向けたトータルサポート体制の構築が急務だろうと感じました。

地域を見据えれば課題は山積みですが、人・農地プランの推進、遊休農地の発生防止や有効利用の推進活動、地域を守る取り組みの情報発信等、微力ではありますが農業委員・農地利用最適化推進委員の一員として、5年先・10年先を見据え活動をしていきたいと考えております。

女性農業者のための農家相談会

8月20日(金)・2月1日(火) / 栗原市金成庁舎



農業委員
大沢 純香

令和3年8月20日と令和4年2月1日に女性農業者のための農家相談会を開催いたしました。

相談会では農地の賃貸借や農地相続などの相談が寄せられました。この様な懸念を抱える農家の方は増加傾向にあり、今後も同様の相談が増えてくると想定されます。相談



者に高齢の方が多い事や、コロナ禍の影響などを受け相談に来る事が難しい方もいるのではないかという意見もありました。そのため、代理の方からも相談を受けていくなど、相談者に合わせて柔軟に対応していきたいと考えております。

内容によって、その場で決めることばかりではありませんが、解決する後押しができるよう今後も継続していきたいと思っております。

ストップ! 農作業事故

農林水産省の調査によると、近年農作業中の死亡事故は、全国で年間300件前後発生しています。

普段慣れている作業こそ、危険が伴います。農作業事故の防止と安全作業の徹底に努めましょう。

【農作業事故防止のポイント】

- 適度な休息、ゆとりをもちましょう。携帯電話も忘れずに。
- トラクター等でほ場の出入り、勾配や段差に注意しましょう。
- 農業機械の点検は、必ずエンジンを止めてから行いましょう。
- シートベルト、ヘルメットは必ず着用し、早めにライトを点灯しましょう。
- ほ場から道路へ出るときは、クローラーなどについた土・泥をよく落としましょう。
- 刈払機(草刈機)を使用するときは、ヘルメット、保護メガネ、防振手袋等の保護具を必ず着用しましょう。

農業者年金に加入しましょう!

農業者年金は農業者の方なら広く加入できる年金です。

詳しくは、栗原市農業委員会事務局へお問い合わせください。 ☎ (42) 1239

令和3年12月20日に 機構集積協力金交付事業の一部が改正されました。

1. 地域集積協力金

- 実質化した人・農地プランの策定地域において、地域内の農地の一定割合以上を農地中間管理機構に貸し付け、又は当該貸し付けと一体的に行われる農地バンクを通じた農作業委託により、農地の集積・集約化を図る地域に、協力金を交付します。

〈交付要件〉

当年度の農地バンクへの貸付面積の1割以上が新たに担い手に集積されること。ただし、担い手が不足する地域など、一定の条件の下で、申請時の当該割合を1/2に緩和します。(この場合、目標年度までに当該要件を達成する必要があります)。

〈交付単価表〉

	農地バンクの活用率(累積)		交付単価 (農作業委託)
	一般地域	中山間地域	
区分1	20%超 40%以下	4%超 15%以下	1.0万円/10a (0.5万円/10a)
区分2	40%超 70%以下	15%超 30%以下	1.6万円/10a (0.8万円/10a)
区分3	70%超 80%以下	30%超 50%以下	2.2万円/10a (1.1万円/10a)
区分4	80%超	50%超 80%以下	2.8万円/10a (1.4万円/10a)
区分5		80%超	3.4万円/10a (1.7万円/10a)

- 農地バンクの活用率(累積)

$$\left[\frac{\text{農地バンクへの貸付総面積}}{\text{「地域」の農地面積}} \right]$$
- 交付対象面積
 ・農地バンクへの貸付面積
 ・農地バンクを通じた農作業委託面積
- 中山間地域
 ・農林統計上の中間農業地域
 ・山間農業地域(旧市区町村別)等

- 注1 貸付期間が6年未満の農地は、交付対象外(農地バンクの活用率の算定には加算)。
- 注2 東日本大震災の津波被災地域等は、0.3万円/10a上乗せ。
- 注3 一般地域における2回目以降の申請の場合は、区分1の20%超を10%超に緩和。
- 注4 令和4年度以降は、前回交付を受けた交付単価区分より上の区分で取組む場合に対象。
- 注5 農地バンクへの貸付と一体的に行われた農作業委託(基幹3作業、委託期間10年間以上)のみ対象。
- 注6 農作業の受託者については、農地の集約化に配慮し選定すること。

2. 経営転換協力金

- 次の農業者等が農地バンクに農地を貸し付ける場合に、協力金を交付します。ただし、令和4・5年度は、地域集積協力金と一体的に取り組む場合にのみ交付対象となります。

- ・農業部門の減少により経営転換する農業者
- ・リタイヤする農業者
- ・農地の相続人で農業経営を行わない者

〈交付要件〉

- ・農地を10年以上農地バンクに貸し付けること 等

	交付単価	上限額
令和4・5年度	1.0万円/10a	25万円/1戸



問い合わせ先

- ・農地の貸し借り：栗原市農業委員会事務局、各総合支所市民サービス課産業建設係
 新みやぎ農業協同組合営農部営農企画課 ☎ 0228(25)9014
- ・機構集積協力金：栗原市農林振興部農林畜産課 ☎ 0228(22)1136

人・農地プランの公表について

農村地域では、農業従事者の高齢化や後継者不足に伴う耕作放棄地の増加など、人と農地の問題を抱えております。これらを解決するため、地域の現状を把握し、中心となる経営体や農地の有効利用等について、地域農業の方向性を話し合い、地域の未来の設計図として作成する計画が、人・農地プランです。

栗原市においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域の話し合いを持つことが難しくなったことから、農地所有者に対するアンケート調査結果などを基にプラン原案を策定しております。さらに原案に対して、書面により意見を募り、多数の御意見をいただきました。

市では、これらを踏まえ、県や集落営農組織代表者などで構成する栗原市人・農地プラン検討会議の審議を行いプランを策定し、市公式ウェブサイトに公開しております。

なお、人・農地プランの中心

経営体として位置付けられた農業従事者は、次の公的支援の対象となります。

【主な公的支援】

● 地域内のまとまった農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手（法人）へ農地集積・集約化を図る場合、地域に対し、地域集積協力金を交付

● 認定農業者は、機械や施設の購入資金として、スーパール資金、農業近代化資金が当初5年間無利子化

● 農業機械・施設導入時に「農地利用効率化等支援交付金」の活用

問い合わせ先

栗原市農林振興部農業政策課
電話二二一一三五

家族経営協定を結んでみませんか？

『家族経営協定』とは、家族で行う農業経営について、経営の方針や役割、労働時間・労働報酬等について家族みんなで話し合い、それを文書にして取り決めることにより、経営主だけでなく家族それぞれ自覚を持って経営に参画することを目的に締結するものです。

制度上のメリット

1. 認定農業者制度

経営主のほかに、家族経営協定を締結した方も認定農業者になることができます。

2. 農業者年金

青色申告をしている認定農業者と家族経営協定を締結した配偶者や後継者が農業者年金に加入する場合、一定の要件を満たすと保険料の国庫補助を受けることができます。

(国庫補助額) 35歳未満: 10,000円
35歳以上: 6,000円

3. 各種制度資金等

配偶者や後継者の方が、制度資金の貸し付けを受けることができます。

農地を相続したときは届出が必要です

相続等により農地を取得した場合は、農業委員会への届出（農地法第3条の3第1項の規定による届出）が必要です。
農業委員会又は総合支所市民サービス課の窓口へ届出をお願いします。

また、この届出は権利取得について知らせるもので、別途法務局での所有権移転登記が必要になりますので、ご注意ください。

農業者年金に加入しましょう！

農業者年金は農業者の方なら広く加入できる年金です。

詳しくは、栗原市農業委員会事務局へお問い合わせください。 ☎ (42) 1239

令和4年度 農業委員会総会開催予定(上期)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
申 請 日	11日(月)	10日(火)	10日(金)	11日(月)	10日(水)	12日(月)
総 会 日	26日(火)	27日(金)	28日(火)	27日(水)	29日(月)	28日(水)

※諸事情により、申請期日及び総会開催日が変更となる場合があります。

事前予約のお願い! (申請・届出・相談など)

総会開催時は担当者が不在となります。また、申請や届出・相談(農地転用・権利移動、非農地証明など)のお客様で窓口が混み合い、長時間お待ちいただくことがあります。

大変お手数ですが、農業委員会事務局または各総合支所市民サービス課産業建設係に「事前予約」のうえご来庁いただきますようご協力をお願いいたします。

【相談予約・お問合せ先】

農業委員会事務局	42-1239
築館総合支所	22-1114
若柳総合支所	32-2124
栗駒総合支所	45-2114
高清水総合支所	58-2113
一迫総合支所	52-2114
瀬峰総合支所	38-2114
鷺沢総合支所	55-2114
金成総合支所	42-1114
志波姫総合支所	25-3114
花山総合支所	56-2114

農業委員会審議状況

	農地法第3条 農地の 賃貸借・売買等	農地法第4条 自己所有地を 転用する場合	農地法第5条 権利を設定・移動 して転用する場合	農用地利用集積計画 認定農業者等への 賃貸借・売買等	非農地証明 使用されている土 地について農地で ないことの証明	空き家に付属 する農地の 指定申請
12月	25件(188,057.91㎡)	1件(532.00㎡)	6件(12,889.20㎡)	41件(333,442.00㎡)	4件(23,161.00㎡)	0件(0.00㎡)
1月	23件(132,979.37㎡)	1件(1.01㎡)	4件(3,626.00㎡)	119件(943,053.40㎡)	3件(14,062.00㎡)	0件(0.00㎡)
2月	43件(260,782.48㎡)	2件(788.06㎡)	10件(7,345.54㎡)	272件(1,712,203.68㎡)	5件(5,496.00㎡)	0件(0.00㎡)

なお、全て工期が6箇月以内のものに限ります。
また、農地の区分や設置する施設等の構造によってはこの限りではありませんので、予定がある場合は事前に農業委員会事務局へご相談ください。

※面積が2アール未満の場合。
・農機具格納庫や作物の保管庫を設置する場合。
・排水不良改善のための盛土または切土 ※高さが概ね30センチメートル以上の場合。

A 農地の耕作条件改善のために盛土や切土等を行ったり、農業用施設を設置するなどの場合は、事前に「農地の現状変更届」を提出しなければなりません。
対象となる主な改良行為については次の通りです。
・排水不良改善のための盛土または切土
※高さが概ね30センチメートル以上の場合。

Q 耕作目的で農地の改良等をする場合は、どのような手続きが必要ですか？

農家相談コーナー

農業者年金 加入者にインタビュー



志波姫北郷

三浦 広大さん
(26)

三浦広大さんは水稲16ヘクタール、大豆9ヘクタールを経営されています。農業者年金加入は、父親や周りの先輩方から勧められたのがきっかけでした。当初は就農したばかりで、農業という職業の収入に関して正直不安定なイメージがあり、税制面の優遇措置や国庫補助があることから将来のことを考え加入したそうです。

今後の抱負としては、水稲を軸に経営をさらに拡大していきたいそうです。コロナ禍で米価の下落、資材の高騰などで悩まされていますが、むしろ今まで見えていなかった経営の課題に気づくことができたので、今は耐える時と考え、例年の反省や課題も含め収益アップを目指して頑張っていくそうです。

(取材 尾形陽一郎委員)

農業者年金の「現況届」は忘れずに提出を！

現況届は、年金の受給資格などを確認するために必要な毎年の手続きです。

現況届が届く時期は…

5月末ころに農業者年金基金から年金受給者あて送付されます。

現況届の提出時期は…

原則として受給者本人が記入して、6月末までに農業委員会事務局または各総合支所市民サービス課産業建設係へ提出して下さい。

提出を忘れると…

11月の支払いから現況届が提出されるまでの間、年金の支払いが差し止められますので御注意ください。

経営移譲年金や特例付加年金を受給されている場合は、次の事項に注意してください。

- 経営移譲年金や特例付加年金を受給されている方が農業経営を再開した場合は、年金が支給停止となります。(年金受給者の名義で農業申告をした場合、農業法人の構成員になった場合、農業共済に加入した場合など)
- 経営を移譲、継承した際に貸し付けた農地について返還を受けたり、売却、転用、転貸した場合には、年金の減額や支給停止となる可能性があります。

農業者年金に加入しましょう！

農業者年金は農業者の方なら広く加入できる年金です。

詳しくは、栗原市農業委員会事務局へお問い合わせください。 ☎ (42) 1239

農業したいまち 栗原

地域の土地は地域の人で守りたい…

若柳福岡

農事組合法人ふくおか

代表理事 小野寺 久夫

私達は表題のとおり、「自分達の田んぼは自分達で守らなければ」との思いから、平成19年に54名の組合員、61ヘクタール（水稲39ヘクタール、転作22ヘクタール）で「ぐるみ型・枝番方式」の集落営農組合「福岡営農

組合」で営農に取組んで来ました。その間、米価の低下、迷や生産調整の拡大・恒常化、集落の担い手の減少、高齢化による作業者の減少、政府による転作事業の放棄等、内外の営農環境が大きく変化しました。

その中、令和2年2月通常総会にて、法人設立準備委員会を設置、全員参加を目標に推進しました。令和3年12月12日の設立総会にて承認され、同12月16日登記の上、34名にてスタートしました。

今年度は転作事業をメインに耕作放棄地の削減等を目指しながら、「農地の集約と有効活用による収益安定拡大」を図り、関係機関の御指導、御協力を賜りながら進みたいと思っております。で、宜しくお願ひ致します。（取材協力 佐々木貞一郎推進委員）



写真：栗原農業改良普及センター提供

ステキなお店

み~つけた!!

「有限会社 佐々木金物店」

☎0228-45-2204

〒989-5301 栗原市栗駒岩ヶ崎六日町30

栗駒岩ヶ崎六日町の老舗『佐々木金物店』は、店舗の老朽化を機にフルリニューアルしました。以前から考案していた家庭金物を中心としたコーナーを設けるため内装を広げ、店内には8名ほどが囲めるテーブルを用意し、皆さんでお話ができる場所を作りました。

また、リニューアル前から販売していた土木資材や建築金物等の商品のほか、電動工具やオシャレな作業着、作業靴なども取り揃えております。

広い駐車場もご用意しておりますので、お気軽にお越しください。

(取材 高橋 寛委員)



【営業時間】 平日 7:00～19:00
土曜日 7:00～18:00
定休日 日曜日、お盆期間、
年末年始ほか

編集後記

新型コロナウイルス感染拡大が始まり、三度目の春を迎えましたが、未だ終息しておらず日々の生活や仕事に影響しています。一日も早く終息して欲しいと願うばかりです。

その様な中、第49号発行にあたり取材や原稿作成にご協力いただいた、たくさんの方の皆様に心より感謝申し上げます。

春の農作業が日に日に忙しくなり、農業機械での仕事が増えて来ますので、安全確認を忘れずに事故・怪我の無いように進めましょう。

(遊佐 一成委員)